

設立趣旨書

1 趣旨

今、全国の外国籍住民の数はおよそ300万人、横浜市には11万人を超す人々が住んでいます。そんな中、当会に寄せられる相談は、「賃金未払い」「解雇」「労働災害」などの労働関係から、「離婚」「DV」「借金」「住宅」「子どもの教育」「病気」などの生活に関する相談まで、多岐にわたっており、その背景には、「貧困」「言葉の壁」「日本人の無理解と差別意識」「不平等で不十分な制度」などの様々な要因が存在しています。

当会は、横浜市寿町で結成されました。寿町は、日本の3大寄場の一つとして、「出稼ぎ労働者の町」・「日雇い労働者の町」として知られています。また、この町では、年末年始にかけて、「越年・越冬闘争」として、「一人の餓死、凍死者も出すな！」というスローガンのもと、炊き出しやパトロール、医療相談の活動が行われています。その、「越年・越冬闘争」の本部に、一人のフィリピン人が訪ねてきて「賃金未払いがあり、生活に困っている」という相談があり、それをきっかけに、1987年、「寿・日雇い労働者組合」の呼びかけで結成されたのが、「寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会」（通称・カラバオの会）です。「カラバオ」とは、フィリピンの言葉（タガログ語）で労働の象徴の「水牛」という意味です。

カラバオの会が結成されてから今日まで、外国籍住民から寄せられる多様な相談に、私たちは真摯に向き合い、その解決に向けた取組を会の中心軸に据えて活動してきました。また、1994年からは「日本語講座」として日本語教育にも取り組み始め、近年では海外にルーツのある子どもたちの学習支援も行っています。さらに、他団体とのネットワークを進めると同時に外国籍住民のコミュニティづくりや広報活動も推し進めてきています。

少し大袈裟ですが、日本国憲法・第十四条では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。300万人の外国籍住民が共に生活している現在、日本国籍の有無や在留資格の違いによって「差別」が認められるような、不平等な社会であってはならないと思います。私たちは、この条文を「本邦に住むすべての人々は、法の下に平等であって～」という理解のもとに、外国籍住民と「多様性と共に認め合う社会」になるよう活動していくたいと考えています。

そのような社会を実現させるために、外国籍住民・外国に繋がる子どもたちなどに対して、「労働・生活相談活動」・「日本語教室および学習支援活動」・「人権擁護のための活動および提言活動」・「共生社会に向けた交流・啓発活動」などの活動を行っていきたいと考えています。

私たち「カラバオの会」は、市民運動として35年以上の活動実績がありつつも、更なる高みを目指して活動していくために、「専従体制の強化」・「財政の健全化」・「社会的信用の獲得」が不可欠であると考えました。その実現に向け「法人格」を取得し、「安定して活動に専念できるスタッフの確保」、「目標に向けた事業活動の活性化」、社会からの「信用・信

頼」を得ることを目指していきます。外国人の人権・生活を守るという目的へ向け一層力強く活動していくために、カラバオの会は、特定非営利活動法人に認証されことで、新たな一步を踏み出します。

2024年 1月 7日

特定非営利活動法人 カラバオの会
設立代表者 八重樫 宣仁